

降、千葉県内の他の市町村から横芝光町に転入された

転入して来られた方へ

平成28年12月9日(金)以

期 間
3月10日(金)～25日(土)
までの土・日曜日、祝休日を含む毎日

時 間
午前8時30分～午後8時

と ころ
役場1階第3会議室

期日前投票・不在者投票

投票日当日、仕事やレジャーで投票に行けない方は、期日前投票または不在者投票ができます。

千葉県統一標語

『期待込め その手に託す この一票』

18歳以上の有権者のみなさん、大切な一票です。棄権せず必ず投票しましょう。



3/26 (日)

◆投票 午前7時～午後8時
町内の各投票所

千葉県知事選挙投票日

☎(84)1211

選挙管理委員会

詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

また、あらかじめ住所地の選挙管理委員会から投票用紙等取得し、横芝光町の選挙管理委員会へ不在者投票を行うこともできます。

この場合、投票には市区町村長が発行する「引き続き県内に住所を有すること」の証明書」の提示が必要です。

方は、住所の移転が市町村を単位として1回であることなど所定の要件に該当するときは、前住所地で投票できる場合があります。

3/31 (金) まで

軽自動車等の廃車手続きを忘れずに

軽自動車税は、毎年4月1日現在に原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車(オートバイ)、三輪車以上の軽自動車を所有している方に課税されます。

廃車・譲渡・盗難・出国等により登録済の軽自動車を使用しなくなったときは、3月31日(金)までに廃車手続きが必要です。

***手続きをしないと、所有していなくても軽自動車税が課税されます。**

なお、納税通知書は、毎年4月中旬頃に発送しています。

車 種	手続き・問い合わせ
原動機付自転車(125ccまで) 小型特殊自動車 (農耕作業車、フォークリフトなど)	税務課課税班 ☎84-1212
二輪車(オートバイ) (125ccを超えるもの)	関東運輸局千葉運輸支局 ☎050-5540-2022 (音声ガイド)
軽自動車 (三輪車以上)	軽自動車検査協会千葉事務所 ☎050-3816-3114 (音声ガイド)

3/12 (日)

「改正道路交通法」施行 高齢運転者対策の推進

①臨時認知機能検査・臨時高齢者講習

・臨時認知機能検査

75歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為(信号無視、通行区分違反、一時不停止等)をしたときは、新設された「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。

・臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢者の方は、新設された「臨時高齢者講習」(個別指導と実車指導)を受けなければなりません。

②臨時適性検査制度の見直し

認知機能検査で認知症の恐れがあると判定された高齢者の方は、違反の有無を問わず、臨時適性検査(医師の診断)を受け、または命令に従い主治医等の診断書を提出しなければなりません。

③高齢者講習の合理化・高度化

高齢者講習は、75歳未満の方や認知機能検査で認知機能の低下の恐れがないと判定された方は、2時間に合理化(短縮)されます。それ以外の方は、個別指導を含む3時間の講習となります。

その他の改正道路交通法は千葉県警ホームページ(http://www.police.pref.chiba.jp/menkyoka/licence_info-11.html)をご覧ください。

☎千葉県運転免許センター ☎043-274-2000